

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの価値の総体である企業価値の最大化を図ることを経営の最優先事項としており、コーポレート・ガバナンスは会社運営の骨骨と位置付けております。

コーポレート・ガバナンスを強化するため、迅速な意思決定や柔軟な組織運営に努め、各部門間、部門内の相互連携、相互牽制を図り、コンプライアンスを徹底する体制を構築しております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、経営環境・社会環境・法制度等の変化に応じて、必要な見直しを速やかに行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4 - 8】 独立社外取締役の2名以上の選任

当社は、極めて高い自己資本規制比率を維持する等、強固な財務基盤を持ち、少数精銳をモットーとしたフレキシブルな経営体制を構築しております。独立社外取締役1名を含む総勢4名の現行の取締役会は、営業・管理・独立社外と業務執行・コンプライアンス・ガバナンス等の面でバランスをとっています。効率的・実効的かつ適正なものと考えております。

なお、現社外取締役は、これまでの経験や見識に基づいた意義ある意見や指摘、問題提起等、独立した立場からの助言機能・監督機能を果たしており、独立社外取締役としての役割は十全に機能しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】 いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、対象企業の将来の収益性、リスク・リターン、資本コスト等を勘案し、戦略的に投資銘柄を選定いたします。

保有する意義が希薄になった、また資本政策に合致しなくなった等の場合には、当該株式の縮減を進めるなど、保有株式のポートフォリオについて適宜の見直しを行います。

また、当社は、毎年、取締役会において、政策保有株式の保有状況等についてその適否を検証し、その概要を開示いたします。

なお、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、提出された各議案の内容が、株主価値の向上に資するものであるか否かを精査・確認した上、適切に賛否を判断することとしております。

【原則1 - 7】 関連当事者間の取引

当社では、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

- ・取締役会決議により、「企業行動憲章」、「利益相反管理方針」、「利益相反管理規程」を定め、当該規程等の遵守を周知徹底しております。
- ・そのコンプライアンスの遵守状況については、内部監査部門から、定期的および必要に応じて都度、取締役会・監査役会が報告を受け、監視を行っております。
- ・なお、「企業行動憲章」、「利益相反管理方針」については、当社ホームページ(<http://www.kosei.co.jp/>)に公開しております。

【原則2 - 6】 企業年金アセットオーナーとしての機能発揮

- 当社は、従業員の退職給付に充てるため、外部の資産管理運用機関と退職金共済契約を締結し、積立金の運用を委託しております。
- 人事部門は、適切な資質を持った人材を配置し、当該機関に対し、運用状況などのモニタリングを行う等、適切な管理に努めています。

【原則3 - 1】 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、「お客様にご満足いただける金融サービス」を実践すべく、役職員一人ひとりが自ら行動すること、ならびに、我が国金融市場の発展に貢献できる証券会社であることを理念として掲げ、それを目指すために以下の点を重視した経営を行っております。

1 顧客の立場に立った営業

顧客の資産運用ニーズ・資金の性格を把握したうえで、最適な商品と適切な情報提供を行い、法令やルールを厳格に遵守しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行する。

2 バランス経営と社会貢献

単に収益性・効率性を高めるだけでなく、資本コストを的確に把握した上で収益計画や資本政策を決定し、財務の健全性を重視しバランスのとれた経営を行い、以って持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

また、社会奉仕や環境問題への取り組み等、社会の一員である「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。

3 経営の独自性とフレキシビリティの保持

当社は、創業以来一貫して自主独立路線を堅持しており、資本と意思決定の独立を保つことが最終的に株主・顧客の利益につながると考えている。また、経営の独立性確保により、迅速な意思決定も可能になる。

4 働きがいのある魅力ある会社の実現

社員一人ひとりの力が最大限生かされるような、魅力的で働きがいのある職場環境の実現を目指す。

【原則4-1-1】 経営陣に対する委任の概要

取締役会は、役職員が共有する全社的な経営計画を定め、各グループに対し職務執行が効率的に行われるよう監督することとしております。また、各グループ担当取締役は、経営計画に基づいた各グループの実施すべき具体的な施策および効率的な業務体制を構築し、取締役会において定期的に検証し問題点等の改善を図っていくこととしております。担当役員の業務分担を定めるとともに、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲し、執行責任を明確にして業務執行に当たらせることとしております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」のうち、「独立役員の確保に関する実務上の留意事項(2015年6月改訂版)」を独立社外取締役の独立性判断基準としております。

【補充原則4-11-1】 取締役会の構成についての考え方

当社は、我が国の証券市場発展に資する役割を担っている責任感のもと、業務の規模、複雑性にふさわしい能力を備えた、実効的で相互補完的かつ多様性のある取締役会・監査役会を構築することを目指しております。

この方針に基づき、取締役会は、個々の資質・見識・経験等を総合的に勘案し、取締役・監査役候補の指名を行います。

また、経営陣幹部である執行役員は、取締役会の意思を実行するキーパーソンであり、その選解任に係る人事は、取締役会で決定されます。なお、当社の社外取締役および社外監査役には法律、会計、税務のそれぞれの分野で十分な知識・経験を有する専門家が就任しております。

【補充原則4-11-2】 取締役・監査役の兼任状況

該当ありません。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の分析・評価の結果

本コード提出時点における、取締役会の実効性の分析・評価を行った結果、当社の取締役会は、業務の執行、戦略、ガバナンスの観点で適切なバランスがとられており、活発で建設的な対話をを行っているものと評価しております。

【4-14-2】 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役・監査役に求められる役務の実効性を維持・発展させていくため、社長室が役員研修を所管し、以下の方針に基づいてトレーニングを実施しております。

- ・新任時、自社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の説明を行う。
- ・就任後、自社の事業・財務・組織等に生じつつある重要な変更や最新の業界動向について適宜に説明を行う。
- ・知識・能力の切磋・向上を図るため、外部の識者を講師に招聘するなど、研修会を継続的・定期的に開催する。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針

当社における株主との対話については、管理グループが所管して担当しております。

株主に対しては、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくよう活動を実施しております。

また、相互理解の観点から直接面談にて意見交換を行うこともあります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社巽也蔵	1,969,825	20.76
株式会社巽事務所	1,554,500	16.38
株式会社巽丸	804,300	8.47
株式会社哲学の道文庫	462,400	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	404,900	4.26
巽 大介	212,400	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	90,100	0.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	84,800	0.89
振角 典子	82,079	0.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	72,200	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、会社設立以来、親会社や系列のない資本自主独立路線を堅持しており、経営の意思決定過程においても、常に迅速かつステークホルダーにベストな判断を下せる体制をとっています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
山本 将晴	税理士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 将晴		山本社外取締役は、有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	(当該社外取締役を選任している理由) 山本将晴氏は税理士として、税務、財務、経理面の専門的知識を有しており、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献頂くことを目指し、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定に重要な役割を得るため選任致しました。 (独立役員に指定した理由) 一般株主との利益相反を生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役は、会計監査人から次の事項について報告を受けるとともに、適宜、質疑応答、意見交換を行い相互連携を図っております。

- ・会計監査人の職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制の整備状況、会社法及び金商法に基づく監査計画、監査体制
- ・会計監査結果(会計監査プロセスの一環として実施する内部統制を含む。)
- ・有価証券報告書及び財務報告に係る内部統制報告書監査結果

(監査役と内部監査部門の連携状況)

監査役は、内部監査部門が行う臨店検査等の検査結果について、講評に同席する等結果の報告を受けております。

また、毎週開かれる業務執行役会議の内容の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
児玉 憲夫	他の会社の出身者												
村形 聰	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

児玉 憲夫		(当該社外監査役を選任している理由) 児玉憲夫氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門的見地から当社の経営全般について透明性・公正性を高めるために積極的に発言しており、経営リスクへの対応力向上に貢献しております。
村形 聰		(当該社外監査役を選任している理由) 村形聰氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な経験、見識等をもとに、当社の経営全般について積極的に発言しており、経営リスクへの対応力向上に貢献しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

1名

その他独立役員に関する事項

当事業年度(平成29年4月から平成30年3月迄)に開催した10回の取締役会のうち9回に出席し、税務、会計など専門分野を生かした見地から発言しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを株主の皆様と共有し、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、本ストックオプション制度を実施しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役に対して15,000株(内、社外取締役3,000株)および監査役に対して5,000株をそれぞれ上限とするストックオプションを付与しております。
(平成29年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合をおこなっており、当該株式の数は、株式併合を反映した数値で記載しております。)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期における取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりです。

取締役3名 76百万円

内社外取締役1名 2百万円

監査役3名 9百万円

内社外監査役2名 2百万円

取締役支給額には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。

上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額13百万円(取締役13百万円、監査役0百万円)が含まれております。

上記の内容は、第58期報告書において開示しており、当社ウェブサイトに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬限度額は、株主総会の決議において年額2億50百万円以内としており、その範囲内において取締役会が決定します。当報酬は、ストックオプションならびに退職慰労金も含んでおり、ストックオプションは、業績向上へのインセンティブを図る、当社株式の株価に連動する株式報酬型としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、管理グループや監査グループおよび社長室の担当責任者が日常的に接触し、必要資料の提供や説明など、十分なサポート体制を敷いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

各グループは、取締役会で定められた経営方針に則り、業務の執行を行っております。

幹部社員による会議(業務執行役会議)を毎週開催し、経営トップの考え方の浸透や業務執行上の問題点の協議、情報の交換を行っている他、取締役、執行役員、常勤監査役は隨時経営会議を開催し、重要事項について意見交換、情報交換を行っております。

また、業務監査は「社内検査規程」に則り、臨店検査を中心に監査グループが担当し、監査役監査は「監査役監査基準」を制定し、それに基づく監査方針により行っております。さらに「有限責任 あずさ監査法人」と監査契約を締結し四半期毎に会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・取締役の人数を組織規模に合わせ、十分な意思疎通と権限・責任の明確化を確立させるよう配慮しております。

・内部統制面への配慮として適切なグループ間の相互牽制とコンプライアンスの徹底を主眼においていたフラットな体制の構築に努めております。

このような理由から、迅速な意思決定を可能にし、かつ経営の透明性、客觀性を確保できると判断し、現在の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より可能な限り早い段階で株主宛てに発送しております。 (平成30年6月28日開催の第58回定時株主総会に関しましては、6月7日に発送しております。)
電磁的方法による議決権の行使	平成24年6月28日開催の定時株主総会から、パソコン、スマートフォン又は携帯電話を用いて議決権行使することが可能となっております。
その他	招集通知、報告書、インターネット開示情報の案内及び決議通知書を、当社ホームページへ掲載、株主総会においてスライドを用いて説明することで分かり易くしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、業務及び財産の状況に関する説明書、法定公告、プレスリリース等。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	従業員の社会参加の促進策として、「就業規則」において、選挙その他公民としての権利行使する時に特別有給休暇を認めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページ(http://www.kosei.co.jp/)にて、「CSR情報」を公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の通り、本会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

1.取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)企業行動憲章を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動前提とすることを徹底しております。

(2)監査グループをコンプライアンス統括部門とし、内部管理統括責任者をコンプライアンス担当取締役に任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の構築・整備および問題点の把握に努めています。

(3)監査グループ、取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかにコンプライアンス統括部門に報告する体制を構築することとしております。従業員が直接通報することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設けております。

コンプライアンス上の問題点の報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、必要に応じて、その内容を調査し、担当部門と協議のうえ、再発防止策を策定・実施することとしております。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に整理・保存することとしております。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(2)「内部者取引管理規程」および「法人関係情報管理規程」を定め、同規程に従い、役員および職員が取得した内部情報の管理を徹底し、内部者取引を未然に防止することとしております。

(3)「個人情報保護規程」を定め、同規程に従い、個人情報を保護しております。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理規程」を定め、同規程に従い、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理グループ担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理グループにおいてリスクを網羅的・統括的に管理しております。同規程に規定されていないリスクが生じた場合、統括責任者は速やかに担当部署を定め、管理することとしております。

(2)監査グループはグループ毎のリスク管理状況を監査し、その結果を統括責任者および取締役会に報告することとしております。

取締役会は、問題点を把握し、必要に応じリスク管理体制の改善策を策定・実施することとしております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1)取締役会は、役職員が共有する全社的な経営計画を定め、各グループに対し職務執行が効率的に行われるよう監督することとしております。また、各グループ担当取締役は、経営計画に基づいた各グループの実施すべき具体的な施策および効率的な業務体制を構築し、取締役会において定期的に検証し問題点等の改善を図っていくこととしております。

(2)担当役員の業務分担を定めるとともに、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲して、執行責任を明確にして業務執行に当たらせることとしております。

5.当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のグループ下にある事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えて、本社管理グループはこれらを横断的に管理することとしております。

6.監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制ならびにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査グループ所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとすることとしております。

7.取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとすることとしております。

(2)監査役会に対して、法定の事項に加え、当社の重大な影響をあおぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法等については、取締役と監査役の協議により決定することとしております。

8.その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は監査グループ、内部統制監査室および会計監査人と連携を保ちながら相互に牽制を図るものとすることとしております。

9.財務報告の信頼性と適切性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を定め、関係諸規程の整備、役職員の意識向上に努めています。報告年度毎に、「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本計画書」を定め、内部統制の充実に努め、有効かつ効率的な体制の整備を推進し、その適切な運用・管理に努めている。

また、独立した部門である内部統制監査室は、内部統制監査規程にもとづき、財務報告に係る内部統制の有効性を把握、評価し、取締役会・監査役会へ報告している。

10.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1)内部統制システム

当社の内部統制システムが有効に機能しているかについて、当社の内部統制監査室が整備・運用状況のモニタリングを実施することにより確認、改善に取り組んでいる。

(2)コンプライアンス

コンプライアンスに関する研修や通知・通達などにより、各部門内、部門間の相互連携、相互牽制をはかり、コンプライアンスの徹底と強化を図っている。

また、従業員が直接通報することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設け適宜報告している。

(3)リスク管理

「リスク管理規程」に基づき、日々、管理グループが各リスク額及び自己資本規制比率を管理し、役員に日々報告している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

すべての役職員が遵守すべき指針である「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を定め、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除の意識向上及び徹底等を目的とした社内研修等を適宜に実施、また、反社会的勢力関連情報の収集・蓄積・管理を行うとともに、警察・弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と相談・連携するとともに、日本証券業協会の反社情報照会システムの活用と、当該勢力による行為の被害発生を防止するための対応を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの価値の総体である企業価値の向上を図ることが、第一義的に重要であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1.当社は、会社法、金融商品取引法等の関係省令及び金融商品取引所の定める適時開示規則に則り株主・投資家の皆様へ公平かつ迅速、適切な情報開示を行っております。

2.当社では、会社情報の適時開示に係る総括を情報取扱責任者とし、情報の重要性の判断、適時開示規則に定められた適時開示情報に該当するか否かを検討し、開示情報の管理、監視チェック等をし、管理グループにおいてTDnet(適時開示情報伝達システム)にて情報開示を行っております。

3.当社では、次の会社情報について適時開示を行います。

・決算情報

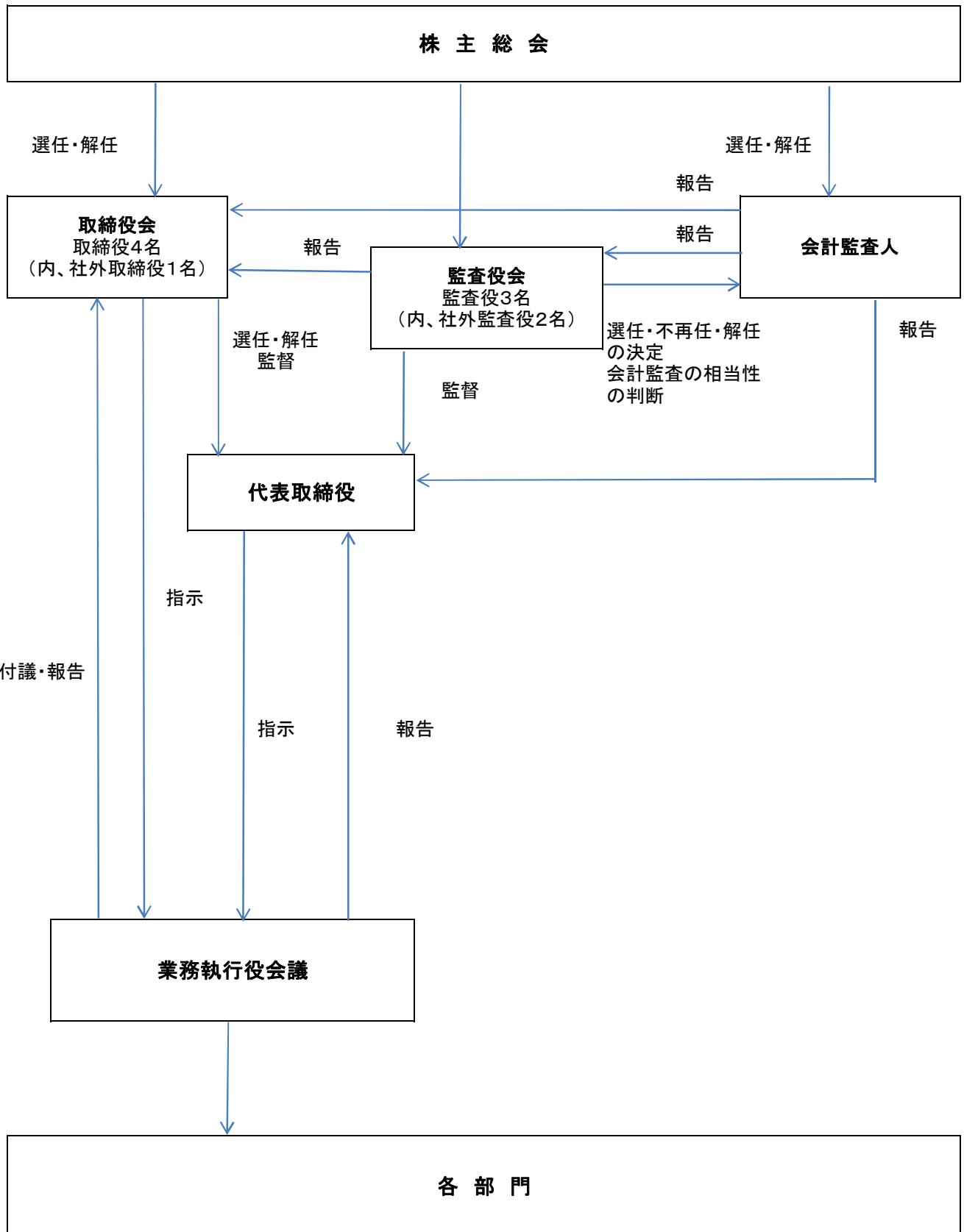
取締役会の承認を得た後、適時開示を行うとともに、遅滞なく当社ホームページに掲載し開示しております。

・発生事実

各所管部署から入手した情報をもとに適時開示の要否判断を行った後、管理グループにて開示手続を行います。

・決定事実

取締役会の承認決議後、株主・投資家の皆様に対し速やかに適時開示を行っております。



【適時開示体制の概要】

